



謹んで新年のお慶びを申し上げます

門松とはお正月を迎えるにあたって門や玄関にかざる松のことを言います。正月にはこの松を依白(よりしろ)として「年神」が降りてくるといわれます。つまり「年神」

が最初に降りてくる目印になるのです。

門松は、12/13日から28日の間か、30日に飾りますが、29日は「苦」に通じる、31日は「一夜飾り」といって不吉を嫌いその日には飾らない事になっています。

また、門松は1/7日にはとり払います。地方によっては10日、15日のところもあります。



介護保険シリーズ②

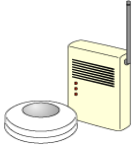
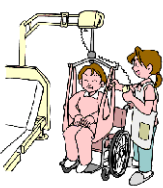
(介護予防) 福祉用具貸与について

要支援・要介護者の、日常生活上の便宜を図り機能訓練に役立つ福祉用具について、選定の援助・取り付け・調整などを行い、これらの貸与を行うサービスです。用具の種類、事業所によって貸し出し料は異なります。負担はサービス費の1割です。サービスを利用する場合には、居宅介護支援事業所・地域包括支援センターに相談してください。



発行元: 広島市三和地域包括支援センター ところ佐伯区五日市町石内6405-1 でんわ082-926-0025

(報)広島市佐伯区健康長寿課 943-9728

用 具	種 類	
車 椅 子	普通型車いす(自走型)、普通型電動車いす、手押し型車いす(介助型)	
車椅子付属品	クッション、電動補助装置等の一定の車いす付属品 (車いすと一体的に使用されるものに限る)	
特 殊 寝 台	・ 背部や脚部の傾斜角度を調整する機能があるもの ・ 床の高さを無段階に調整する機能があるもの	
特殊寝台付属品	マットレス、サイドレール等の一定の特殊寝台付属品	
床ずれ防止用具		・ 送風装置または空気圧調整装置からなるエアーマット ・ 水などの減圧による体圧分散効果をもつ全身用のウォーターマット等
体 位 交 換 器		空気パッド等を身体の下に挿入することにより、要介護者の体位を容易に変換できるもの(体位保持のみを目的とするものを除く)
手 す り		取り付けに際し工事を伴わないもの
ス ロ ー プ		段差解消のためであって、取り付けに際し工事を伴わないもの
歩 行 器		車輪を有するものについては、体の前及び左右を囲む把手等があるもの、四脚を有するものは、上肢で保持して移動させることが可能なもの
歩行補助つえ	松葉杖、多点杖等	
認知症老人 徘徊感知機器		要介護者が屋外へ出ようとした時など、センサーにより感知し、家族や隣人等へ通報するもの
移動用リフト (つり具の部分を除く)		床走行式、固定式または据置式で、体をつり上げまたは体重を支える構造のもの。寝たきりの場合、ベッドと車椅子の間等の移動を補助するもので、取り付けに住宅改修を伴わないもの
自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)		尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割する事が可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの

原則、**要介護 2～5**、**要介護 4・5**の方へのサービスとなります。ただし、要介護認定データ等に照らして客観的な必要性が認められる場合には、例外として利用できます。そのほか、医師の所見により、国が定めた状態に該当すると判断され、かつ、適切なケアマネジメントにより貸与が特に必要と判断されている事を市町が確認した場合も、例外として利用できます。